

地域再生計画

1. 地域再生計画の名称

「豊かな地域資源を活かした魅力ある観光都市づくり」計画

2. 地域再生計画の作成主体の名称

石川県、加賀市

3. 地域再生計画の区域

加賀市の全域

4. 地域再生計画の目標

加賀市は、石川県の南端に位置し、北部は変化に富む海岸線や松林丘陵地が広がり、中央部の平野を緩やかな山並みが囲み、南部に大日山をはじめとする自然豊かな山々が広がっている。

大日山を源とする大聖寺川と動橋川流域の豊かな自然の中に多様な歴史・文化が育まれ、鹿島の森や片野鴨池などの美しい景勝地を有しており、自然環境資源の宝庫といえる地域である。また、古来より、九谷焼や山中塗りなどの伝統工芸の産地として栄え、海岸部では北前船主の里として北前文化が栄えた歴史的なまちなみとして、重要伝統的建造物群保存地区に指定されている。この他、魯山人が愛した山代温泉、柴山瀉の背景に白山を望むことができる片山津温泉、鶴仙溪やゆげ街道などを有する山中温泉といった全国的にも有名な温泉地を3つも有している温泉観光都市である。

このように本地域は、豊かな地域資源に恵まれているが、近年では少子高齢化の進展、近隣の市町や他県への人口流出があり、今後も人口減少が続くものと予測されている。また、山代・片山津・山中の3温泉の観光客数は、昭和61年の390万人をピークに、観光需要の変化や大型旅館の廃業などにより、平成25年には190万人にまで落ち込んでいる。

地域に活力を取り戻すためには、豊かな地域資源を活かしたまちづくりを行うことによって、定住人口、交流人口の増加を図り、魅力ある観光都市として再生することが必要である。

本市は全市域面積306km²の約7割を森林が占めていることから、森林資源を活かした林業振興を推進しているところであるが、林業従事者の高齢化と後継者不足、木材価格の低迷、林道網の未整備などにより、手入れ不

足森林が増加している状況である。これに伴い、森林の水源涵養機能や土砂災害防止機能、保健休養機能などの森林の多面的機能の低下も危惧されている。

このため、幹線的な林道網の整備等を行うことにより、木材の搬出が容易になり、大型林業機械の導入も可能となるため、間伐等の森林整備の効率化による木材生産性を向上させるとともに、森林の多面的機能の維持を図ることができる。

また、優れた保健休養機能を活かした取組みとして、「石川県県民の森(加賀市山中温泉)」を中心とした、小中学生の自然体験学習や一般市民による動植物を対象とした自然観察会、その他山菜取りやハイキングなどの自然環境を生かした各種イベントを開催することにより、都市部と山間部の交流を活性化させ、その相乗効果により、本地域に存在する温泉地への来客の増加を図る。このため、林道整備とともに県道や拠点森林、加賀温泉郷を結ぶアクセス道となる市道の整備を進め、地域の活性化を目指す。

さらに、近年、生活水準の向上により家庭から出る生活排水の増加などで水質汚濁が進み、生活環境の悪化や温泉観光産業の発展に悪影響を及ぼしていることから、海岸清掃や河川愛護など環境の美化活動を積極的に取り組むと同時に農業集落排水事業、個人設置型浄化槽整備を推進することにより、健康で快適な生活環境を保持し、定住人口の減少を抑制する。

これらの取組みにより、海から山に至る「豊かな地域資源を活かした魅力ある観光都市づくり」を行うこととする。

(目標1) 道路整備による拠点地区へのアクセス改善

市道C第590号線外2路線

加賀温泉駅から山代温泉への連絡時間短縮

10分(平成26年度)→

10分(平成29年度)→7分(平成31年度)

市道C第4号線

片山津温泉から県民の森周辺への連絡時間短縮

35分(平成29年度)→28分(平成31年度)

(目標2) 林業の振興と地域環境の改善

間伐実施面積の22%増加

5.5ha(平成26年度)→

5.8ha(平成29年度)→6.7ha(平成31年度)

(目標 3) 温泉地、観光拠点施設へのアクセス道路の安全性確保
交通危険箇所の解消

7 箇所 (平成 26 年度) →

3 箇所 (平成 29 年度) → 0 箇所 (平成 31 年度)

(目標 4) 定住人口減少の抑制

△ 1. 2% / 年以内 (平成 26 年) →

△ 1. 2% / 年以内 (平成 29 年) →

△ 1. 2% / 年以内 (平成 31 年)

(目標 5) 汚水処理人口普及率の増加

67. 5% (平成 26 年度) →

68. 8% (平成 29 年度) → 70. 0% (平成 31 年度)

(目標 6) 観光入込客数の増加

198 万人 (平成 26 年度) →

209 万人 (平成 29 年度) → 220 万人 (平成 31 年度)

5. 地域再生を図るために行う事業

(5-1) 全体概要

国道 8 号拡幅事業に併せ、生活道路の整備を行うことによりアクセス機能を強化し、物流の効率化を図ることにより、各温泉地や観光拠点施設への交通利便性に配慮した広域的な県道・市道の道路ネットワークを構築する。加えて、平成 27 年 3 月の北陸新幹線金沢開業に伴う観光客増加の経済効果を市内全域に波及させるべく、多数の観光客が利用する各温泉地へ結ぶアクセス道路について、橋梁や舗装等の老朽化が顕在化している箇所や、狭隘な道路で歩道が無く安全が確保されていない路線の、施設の更新や狭隘区間の解消を行うことで、道路環境改善を図り道路利用者の安全性を確保するとともに、生活環境の改善を図る。

また、林道安谷線及び本谷線の整備等を行うことにより、森林へのアクセスを確保し、森林施業の効率化を図る。

さらに、市全体で積極的に環境美化活動に取り組むと同時に、市民が快適でかつ衛生的で潤いのある生活を営むために、公共用水域水質保全に不可欠である農業集落排水事業、個人設置型浄化槽整備について総合的に取り組む。

・市道については、昭和 46 年から平成 26 年にかけて道路法第 8 条第 2 項により道路認定済み。

①市道 A 第 172 号線 (昭和 46 年 3 月 25 日道路認定)

- ②市道D第144号線（平成17年10月 1日道路認定）
- ③市道C第174号線外3路線（昭和46年3月25日道路認定）
 - ・市道C第432号線（昭和60年 7月20日道路認定）
 - ・市道C第269号線（昭和62年 9月17日道路認定）
 - ・市道B第414号線（平成12年 7月 3日道路認定）
- ④市道C第590号線外2路線（平成25年9月13日道路認定）
 - ・市道C第591号線（平成26年 3月24日道路認定）
 - ・市道B第431号線（平成26年 3月24日道路認定）
- ⑤市道C第4号線（平成元年5月17日道路認定）
 - ・林道安谷線、本谷線については、加賀地域森林計画（平成28年策定中）に記載されている。
 - ・農業集落排水事業（平成26年3月事業採択通知）

(5-2) 第5章の特別の措置を適用して行う事業

(1) 道整備交付金を活用する事業【A3001】

「整備箇所等は、別添の整備箇所を示す図面による。」

[施設の種類（事業区域）、事業主体]

- ・市道（加賀市） 加賀市
- ・林道（加賀市） 石川県

[事業期間]

- ・市道（平成27年～31年度）
- ・林道（平成27年～31年度）

[整備量及び事業費]

- ・市道 5.37km、林道1.20km
- ・総事業費1,410,000千円（うち交付金705,000千円）
 - 市道 1,150,000千円（うち交付金575,000千円）
 - 林道 260,000千円（うち交付金130,000千円）

(2) 汚水処理施設整備交付金を活用する事業【A3002】

「整備箇所等は、別添の整備箇所を示す図面による。」

[施設の種類（事業区域）、事業主体]

- ・農業集落排水事業（加賀市） 加賀市
- ・個人設置型浄化槽整備（加賀市） 加賀市

[事業期間]

- ・農業集落排水事業（平成27年～30年度）
- ・個人設置型浄化槽整備（平成27年～30年度）

〔整備量及び事業費〕

- ・農業集落排水事業 管 渠 φ 5 0 ~ 1 5 0 L = 3 0 7 0 m
処 理 場 1 基
処理人口 4 1 0 人
- ・個人設置型浄化槽整備 5 人槽 2 4 基
7 人槽 3 2 基
1 0 人槽 4 基
処理人口 3 6 4 人
- ・総事業費 4 7 3, 3 1 2 千円（うち交付金 2 3 5, 8 4 6 千円）
農業集落排水事業 4 4 3, 0 0 0 千円
（うち交付金 2 2 1, 5 0 0 千円）
個人設置型浄化槽整備 3 0, 3 1 2 千円
（うち交付金 1 4, 3 4 6 千円）

（5－3）その他の事業

5－3－1 基本方針に基づく支援措置

該当無し

5－3－2 基本方針に掲げられた支援措置によらない独自の取組み

・加賀市観光戦略（加賀市単独事業）

内 容 北陸新幹線金沢開業により、首都圏からの来訪者が金沢エリアに増大するタイミングを好機と捉え、加賀市への入込客数を最大化するための戦略を3温泉地を中心に地域全体で推進する。（受け入れ態勢の強化、情報発信・誘客の強化、海外集客の推進、実態把握と改善）

実施主体 加賀市

実施期間 平成26年10月～平成30年3月

・加賀市景観整備事業（加賀市単独事業）

内 容 景観法の規定に基づく必要な施策を実施するとともに、本市固有の景観が市民の共有する貴重な財産であるため、歴史や文化を尊重し、自然と調和した良好な景観を実現することを目的に、景観整備を図る事業については補助金を交付する。（対象地区：橋立景観整備地区、大聖寺景観整備地区、山代温泉湯の曲輪景観整備地区、山中温泉南町景観整備地区、山中温泉湯の出町景観整備地区、山

中温泉湯の本町景観整備地区、山中温泉宮の杜景観整備地区)

実施主体 加賀市

実施期間 平成8年4月～

・加賀市まちづくりファンド事業（加賀市単独事業）

内 容 大聖寺地区は、江戸時代の町割がそのまま残り現在も城下町としての面影を残す町並みが形成されており、地内に残る戦前までに建てられた伝統的な建物は、歴史的景観を形成する要素であるほか、良好な住居環境の創出を実現できる地域の財産である。その財産を積極的に再生・活用することを目的に実施する事業については補助金を交付する。

実施主体 加賀市

実施期間 平成18年4月～

・下水道の普及・啓発と加入促進（加賀市単独事業）

内 容 河川や湖沼の水質浄化のための下水道整備の必要性及び加入の大切さを市民一人一人に理解してもらい、協力する意識を定着させるために広報誌、ホームページ、ケーブルテレビ等での啓蒙活動を行い、個別訪問及び新規の加入促進支援制度による下水道の加入促進を実施する。

実施主体 加賀市

実施期間 平成19年4月～

6. 計画期間

平成27年～31年度

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

4に示す地域再生計画の目標については、計画期間の中間年度及び計画終了後に必要な調査を行い、関係機関（県・市）の担当で構成する評価検討グループを組織し、目標の達成状況、事業評価、改善事項の検討・作成を行う。

定量的な目標に関わる基礎データは、加賀市住民基本台帳や観光統計のデータを用い、中間評価、事後評価を行う。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

	平成27年度 (基準年度)	平成29年度 (中間年度)	最終目標
目標1 拠点地区間の連絡時間短縮	10分 —	— 35分	7分 28分
目標2 間伐実施面積の増加	5.5ha	5.8ha	6.7ha
目標3 交通危険箇所解消	7箇所	3箇所	0箇所
目標4 定住人口減少の抑制	△1.2%	△1.2%	△1.2%
目標5 汚水処理人口普及率の増加	67.5%	68.8%	70.0%
目標6 観光入込客数の増加	198万人	209万人	220万人

(指標とする数値の収集方法)

項目	収集方法
拠点地区間の連絡時間短縮	加賀市建設部土木課職員で独自調査
間伐実施面積の増加	かが森林組合からの造林事業実施報告書より
交通危険箇所解消	加賀市建設部土木課職員で独自調査
定住人口減少の抑制	「加賀市住民基本台帳」より
汚水処理人口普及率の増加	「加賀市の下水道」より
観光入込客数の増加	「加賀市観光統計」より

- ・ 目標の達成状況以外の評価を行う内容
 1. 事業の進捗状況
 2. 総合的な評価や今後の方針

7-3 目標の達成状況に係る公表の手法

4に示す地域再生計画の目標については、中間評価及び事後評価の内容を、速やかに加賀市のホームページにより公表する。